

永田クラブ  
厚生労働省記者クラブ  
農林水産省記者クラブへ貼り出し

平成20年2月14日  
内閣府食品安全委員会事務局

清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価（亜塩素酸）に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集について

標記の件について、別紙のとおり、平成20年2月14日から平成20年3月14日までの間、御意見・情報の募集を行いますのでお知らせします。

**【本件連絡先】**

内閣府食品安全委員会事務局  
評価課 増田、平原、原  
電話：03-5251-9148、9431、9161

※ この「プレスリリース版」には、業務の効率化などの観点から、審議結果（案）は添付されていません。食品安全委員会のホームページ掲載の審議結果（案）をご覧ください。

食品安全委員会ホームページ<http://www.fsc.go.jp/>から、「意見募集等」コーナーへ。

(別紙)

## 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(亜塩素酸)に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について

平成 20 年 2 月 14 日  
内閣府食品安全委員会事務局評価課

厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められた清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価(平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701015 号)については、亜塩素酸に関して第5回(平成 19 年 7 月 3 日)汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループ、第1回(平成 19 年 10 月 22 日)化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会及び第1回(平成 19 年 11 月 28 日)化学物質・汚染物質専門調査会幹事会において審議され、審議結果については、広く国民の皆様から御意見・情報を募った上で、食品安全委員会に報告することとなりました。つきましては、別添の審議結果(案)について、御意見・情報を募集いたします。

また、御意見等については、科学的な根拠となるものや出典等についても併せてお知らせいただければ幸いです。(電話による御意見の受付はしていません。)

なお、お寄せいただいた御意見・情報については、化学物質・汚染物質専門調査会の専門委員による検討結果等とともに公開させていただきますので、その旨御了承願います。

### 意見・情報の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください。

#### 【記入事項】

- |   |
|---|
| ①亜塩素酸に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)について<br>②氏名(法人の場合は会社名・部署名等)<br>③職業 ④住所 ⑤電話番号 ⑥御意見・情報 |
|---|

#### 【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局評価課内 「清涼飲料水(亜塩素酸)の食品健康影響評価」意見募集担当 宛

○電子メールの場合:食品安全委員会ホームページの下記 URL より送信可能です。

<http://www.ijnet.or.jp/cao/shokuhin/opinion-chlorous.html>

○ファックスの場合:03-3591-2236

○郵送の場合:〒100-8989

東京都千代田区永田町 2-13-10 プルデンシャルタワー6 階

なお、電子メール、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「亜塩素酸の食品健康影響評価についての御意見・情報の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

【締切り】 平成20年3月14日(金)17:00必着

#### 【提出上の注意】

○提出いただく御意見・情報は、日本語に限らせていただきます。

○個人は、氏名・職業・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して下さい。なお、これらは、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただく場合や意見・情報がどのような立場からのものかを確認するためにお尋ねしております。

○電子メールにより提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。